

上尾市水道事業管理規程第2号

上尾市水道事業会計規程及び上尾市上下水道部職員の併任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

上尾市長 畠山 稔

(上尾市水道事業会計規程の一部改正)

第1条 上尾市水道事業会計規程(昭和42年上尾市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「職員」の次に「(上尾市上下水道部職員の併任に関する規程(平成26年上尾市水道事業管理規程第3号)第2条第3項の規定により業務課の職員の職に併任された同規程第1条第2号アに規定する出張所、同号イに規定する支所及び同号ウに規定する出納室に属する職員を含む。)」を加える。

(上尾市上下水道部職員の併任に関する規程の一部改正)

第2条 上尾市上下水道部職員の併任に関する規程(平成26年上尾市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「契約及び工事検査に関する事務を上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)第3条第3号の規定により総務部に置かれる契約検査課(以下「契約検査課」という。)に属する職員」を「次の各号に掲げる事務を当該各号に定める職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 契約及び工事検査に関する事務 上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号。以下「市規則」という。)第3条第1項第3号の規定により総務部に置かれる契約検査課(以下「契約検査課」という。)に属する職員
- (2) 水道事業の業務に係る料金その他の収入金の収納に関する事務 次に掲げる職員
 - ア 市規則第5条の規定により市民生活部市民課に所属する出張所(以下「出張所」という。)に属する職員
 - イ 市規則第5条の規定により市民生活部市民協働推進課に所属する支所(以下「支所」という。)に属する職員

ウ 上尾市会計管理者の補助組織設置規則（昭和60年上尾市規則第14号）第1条の規定により置かれる出納室（以下「出納室」という。）に属する職員

第2条第2項中「上尾市組織規則」を「市規則」に改め、同条に次の1項を加える。

3 出張所、支所及び出納室に属する職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、上下水道部業務課の職員の職に併任するものとし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条第1項の現金取扱員として、上下水道部における水道事業の業務に係る料金その他の収入金の収納に関する事務に従事させる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。